

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 2 章 納税の猶予</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 通常の納税の猶予の要件等</p> <p>4 通常の納税の猶予の要件</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 猶予該当事実</p> <p>「猶予該当事実」とは、次に掲げる事実^イに該当するものであって、その事実が納税者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じたものに限られる(通基通第 46 条関係 8-2)。</p> <p>そのため、著しい損失が生じた原因が第三者に対する金銭の贈与である場合など、その事実が納税者の責めに帰すべき事由により生じた場合は、猶予該当事実に当たらない。</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>ホ 納税者に災害、盗難又は病気、負傷に類する事実があったこと(通則法第 46 条第 2 項第 5 号(第 1 号又は第 2 号に類するもの))。</p> <p>「災害、盗難又は病気、負傷に類する事実」とは、おおむね次に掲げる事実をいう(通基通第 46 条関係 12(1))。</p> <p>(イ)～(ニ) (省略)</p> <p>(ニ) 納税者の取引先等である債務者について、おおむね次に掲げる事実が生じたため、その債務者に対する売掛金等(売掛金のほか、前渡金、貸付金、その他これらに準ずる債権を含み、また、これらの債権について受領した受取手形のうち割り引かれていない部分の金額及び割り引かれているものであっても、不渡り等のため買戻しを行ったものを含む。以下同じ。)の回収が不能又</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 納税の猶予</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 通常の納税の猶予の要件等</p> <p>4 通常の納税の猶予の要件</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 猶予該当事実</p> <p>「猶予該当事実」とは、次に掲げる事実^イに該当するものであって、その事実が納税者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じたものに限られる(通基通第 46 条関係 8-2)。</p> <p>そのため、著しい損失が生じた原因が第三者に対する金銭の贈与である場合など、その事実が納税者の責めに帰すべき事由により生じた場合は、猶予該当事実に当たらない。</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>ホ 納税者に災害、盗難又は病気、負傷に類する事実があったこと(通則法第 46 条第 2 項第 5 号(第 1 号又は第 2 号に類するもの))。</p> <p>「災害、盗難又は病気、負傷に類する事実」とは、おおむね次に掲げる事実をいう(通基通第 46 条関係 12(1))。</p> <p>(イ)～(ニ) (同左)</p> <p>(ニ) 納税者の取引先等である債務者について、おおむね次に掲げる事実が生じたため、その債務者に対する売掛金等(売掛金のほか、前渡金、貸付金、その他これらに準ずる債権を含み、また、これらの債権について受領した受取手形のうち割り引かれていない部分の金額及び割り引かれているものであっても、不渡り等のため買戻しを行ったものを含む。以下同じ。)の回収が不能又</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>は著しく困難になったと認められること（従前に比べて決済に要する期間が著しく長期化したと認められる場合を含む。）。</p> <p>A～K （省略）</p> <p><u>L 企業価値担保権の実行手続の開始決定があったこと。</u></p> <p>(※) （省略）</p> <p>へ （省略）</p> <p>(4)～(8) （省略）</p>	<p>は著しく困難になったと認められること（従前に比べて決済に要する期間が著しく長期化したと認められる場合を含む。）。</p> <p>A～K （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>(※) （同左）</p> <p>へ （同左）</p> <p>(4)～(8) （同左）</p>